

協議 1

三原市「教育に関する大綱」について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する，市長が定める「教育に関する大綱」の策定について，同条第2項の規定に基づき，三原市総合教育会議において協議する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は，教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は，大綱を定め，又はこれを変更しようとするときは，あらかじめ次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は，大綱を定め，又はこれを変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は，地方公共団体の長に対し，第21条に規定する事務を管理し，又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。